

企画競争説明書

業務名称： ベトナム国国際財務報告基準（IFRS）導入支援プロジェクト

調達管理番号： 20a00960

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2021年1月13日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年1月13日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国国際財務報告基準（IFRS）導入支援プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年4月 ～ 2024年4月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年4月～2022年3月

第2期：2022年4月～2024年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定
ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検
討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の
現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これ
らにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。本
契約については、第2期の契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の
上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの
上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期
間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまし
ては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第2期】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の2%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部
契約第一課 清水川 佳菜 Shimizukawa.Kana@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

ガバナンス平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則
(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の
構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同
じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求
めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成
11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行し

ていない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年1月22日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年1月28日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月12日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
 - 本邦研修に係る経費
 - 国内再委託に係る経費

3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨=0.045 円
- b) US\$ 1 =103.735 円
- c) EUR 1 =126.399 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／会計基準設定
- b) 企業会計1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 17.0 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2021年3月12日(金)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部 (e-propo@jica.go.jp (※アドレス

変更)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヵ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためだけに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあ

ります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：IFRS 導入・IFRS 制度構築検討に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/会計基準設定

➤ 企業会計1

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/会計基準設定)】

a) 類似業務経験の分野：IFRS 導入・制度構築検討に関する業務

b) 対象国又は同類似地域：東南アジア及び全世界

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 企業会計1】

a) 類似業務経験の分野：IFRS 導入に関する業務

- b) 対象国又は同類似地域：東南アジア及び全世界
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	22	
(3) 要員計画等の妥当性	8	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
	(27)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／会計基準設定</u>	(27)	(-)
ア) 類似業務の経験	11	-
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	-
ウ) 語学力	4	-
エ) 業務主任者等としての経験	5	-
オ) その他学位、資格等	4	-
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	-	-
ア) 類似業務の経験	-	-
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	-
ウ) 語学力	-	-
エ) 業務主任者等としての経験	-	-
オ) その他学位、資格等	-	-
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	-
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>企業会計1</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	2	

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

ベトナム政府は、「社会経済開発10か年戦略（2011年～2020年）」に記載されている2020年までの工業国化の達成に向けて、国際競争力の強化を通じた持続的成長、脆弱性の克服及び公正な社会・国造りの一環として、会計インフラの近代化を必要とし、2000年代初頭から段階的に会計制度の近代化を進めていた。2003年には国会承認された会計法において企業会計基準、政府会計等を含む会計制度が体系的に定められた。また、ベトナムにおける、一般に公正妥当と認められた会計基準であるベトナム会計基準（Vietnam Accounting Standards）（以下、「VAS」とする。）は、2001年に4つの会計基準が公表されたのち順次追加公表され、2003年及び2005年の基準改訂・追加公表を経て現在の26項目の基準が制定されている。さらには、2015年には、改正会計法が国会承認され（2017年1月1日発効）、公正価値会計の導入が明記されるなど近代的な制度整備が少しずつ進展していた。

また、会計インフラの整備と同時に、ベトナム政府は、ベトナム企業の国際資本市場へのアクセスニーズの高まりや、昨今の世界的な会計基準統一に向けた動きを踏まえ、会計制度・基準のさらなる近代化・国際化に向けた取り組みを進めている。その取り組みの一環として、ベトナムの会計基準設定主体であるベトナム財政省会計監査監督局（Accounting and Auditing Supervisory Department）（以下、「AASD」とする。）は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）（以下、「IFRS」とする。）又はそれと同等の基準の自国企業への適用を検討、適用に向けたロードマップ案を作成し、2020年3月に公表した（同ロードマップでは、2022年にIFRSを任意適用、2025年に強制適用するスケジュールが明記されている。）。

しかし、当国の企業会計では、シンプルな判断基準と画一的な解釈を重視する税務の為の会計が支配的であり、実際の現行VASの運用は、原則として資産・負債の評価を取得原価で行う、いわゆる取得原価主義のままとなっている。そのため、IFRSの基準の多くにおいて採られている時価会計等の複雑な基準・解釈を要する公正価値評価が依然取り入れられていない。一方で拙速な国際基準への移行は、公正価値（時価）評価導入を原因とした急激な企業バランスシートの悪化、また導入への対応自体にかかる企業のコスト負担等、経済に想定外の負のインパクトをもたらす可能性も高い。したがって、ベトナムにとって最適なスピード・内容での国際基準移行策の検討と実行が必要な中、世界的にも稀な段階的国際会計基準導入戦略を有する我が国へ協力を要請した。

2. プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

国際財務報告基準（IFRS）導入支援プロジェクト

（2）上位目標

IFRS導入によって企業財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力が向上する。

（3）プロジェクト目標

IFRS適用の為の環境が整備される。

（4）期待される成果

- 1) AASD を中心とした関連政府機関職員が、民間企業を含む各ステークホルダー一間の意見を踏まえた上で、IFRS 導入に際した適用ルールや関連法規等枠組みを策定する。
- 2) AASD を中心とした関連政府機関職員と関連民間事業者の IFRS に対する理解、実務能力が向上する。
- 3) IFRS 任意適用の影響を適切に評価する。

(5) 活動の概要

- 1-1. IFRS 導入に際した関連法規の改正案を検討する。
- 1-2. IFRS 適用時に必要となる最低限の国内適用ルール案を検討・策定する。
- 1-3. 公的部門、会計関係者、銀行を含む民間事業者等、各ステークホルダー間の意見を交換する AASD を中心としたプラットフォームを設置し、必要に応じて会合を行う。
- 1-4. 上記定期会合の結果を国内適用ルール整備にフィードバックする。
- 2-1. IFRS に関する基本的な考え方、各種基準・解釈・概念フレームワーク等の理解の一助となる基礎マニュアルを作成する。
- 2-2. IFRS に関する政府機関職員および関連民間事業者向け研修を開催する。
- 2-3. 関連民間事業者向け実務マニュアル、開示資料の雛形を作成する。
- 3-1. 適用パイロット企業を明確なクライテリアをもって選定する。
- 3-2. パイロット企業における IFRS 適用の影響を評価する。
- 3-3. パイロット企業にかかる IFRS 影響分析報告書を作成する。

(6) プロジェクトサイト／対象地域名

ハノイ

(7) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：財政省AASD職員

間接受益者：ベトナムの事業法人

(8) 事業スケジュール（協力期間）

2021年4月～2024年4月（計36ヶ月）

(9) 相手国実施機関

財政省AASD

3. 業務の目的

本事業は、ベトナムにおいて、IFRS導入に際した適用ルールや関連法規等枠組みの策定、政府機関及び関連民間事業者のIFRSに対する能力向上、IFRS任意適用の影響評価を行うことにより、IFRS適用の為の環境が整備されることを図り、もってベトナム企業財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力向上に寄与するもの。

4. 業務の範囲

本業務は、2020年12月22日にJICAとAASDとが署名・締結したR/D（Record of Discussions）に基づいて実施される「国際財務報告基準（IFRS）導入支援プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示

す報告書等を作成し、ベトナム国側関係者に説明・協議のうえ提出する。あわせてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 詳細計画策定フェーズの設定

本プロジェクトでは、2021年9月までを詳細計画策定フェーズと位置付ける。2021年9月に、JICAは詳細計画策定調査を実施し、その結果をR/D変更ミニッツに取りまとめベトナム側と合意する予定。その結果に応じて、必要がある場合は、本業務に係る契約変更の必要性をコンサルタントと協議する。

(2) 業務の期分け

本プロジェクトは以下の2つの期間に分けて実施する。

第1期：2021年4月～2022年3月

第2期：2022年4月～2024年4月

(2) プロジェクト目標達成に向けた流れ

「2. プロジェクトの概要」に示すとおり、本プロジェクトは、IFRS適用の為の環境が整備されることをプロジェクト目標としているが、かかる環境整備を測る指標として、「2025年のIFRS強制適用開始前に、2022年のIFRS任意適用開始による企業等への影響が適切に評価され、強制適用に向けた課題が整理されること」、「整理された課題が各ステークホルダーに周知されること」を想定している。その上で、プロジェクト目標達成に必要な3つの成果を設定し、各成果の達成に必要なプロジェクト活動を設定している。

各成果内容は後述のとおりではあるが、本プロジェクトの構成は、成果1で各ステークホルダーの意見を踏まえてIFRS適用ルール、法規の枠組みを策定し、成果2でその枠組みを踏まえたマニュアル作成・研修等をもって、官民双方の基礎・実務能力強化を図るとともに、成果3で同時並行的に、本プロジェクトが選定したパイロット企業におけるIFRS適用の影響を評価し、課題を整理するというものとなっている。

なお、プロジェクト開始から2021年9月までを詳細計画策定フェーズと位置付けること、2022年1月にIFRS任意適用が開始されることを踏まえ、第1期契約

(2021年4月～2022年3月)に重点的に業務量を割り当てて活動するよう留意すること。詳細は第4業務実施上の条件「1. 業務工程」「2. 業務量の目途と業務従事者の構成」に記載の通り。

(3) 柔軟なプロジェクト運営

本プロジェクトは新型コロナ禍による渡航制限中、遠隔にて基本計画策定調査を実施した。新型コロナ禍という極めて特殊な状況下での準備であった点に鑑み、詳細計画策定フェーズを通じて、特に活動や指標が実態に即していないことが明らかになった場合、AASD及びJICAとPDMの修正等を含めて協議する等、柔軟なプロジェクト運営を心掛けること¹。

¹ 新型コロナ禍に伴う渡航制限等により、予定通りの現地渡航が実現できないリスクがある。コンサルタントは同リスクに鑑み、予め現地・国内双方の活動を整理し、遠隔業務による対応が可能な活動、対応できない場合の代替案について予め検討し、プロポーザルで提案すること。

(4) プロジェクト実施体制

本プロジェクトでは、企業会計基準を所管するAASDをカウンターパート機関として、AASD局長がプロジェクト・ダイレクター、同副局長がプロジェクト・マネージャーを務める。また、成果毎にワーキンググループを組成するが、そのメンバーについてはAASDの会計・監査制度にかかる各部署から選出される予定である。

他方、企業会計はその変更が税務等広範囲に影響を及ぼす性質を持つものであるということ、成果の一つとして政府内の関係省庁との調整が必要である関連法規の検討を含むものであることから、官側各ステークホルダーと密に連携した上で、プロジェクトを実施することが不可欠である。また、成果1の活動として、民間企業も含めた「プラットフォームの設置」が含まれているように、IFRSが適用される民間側関係者からの意見聴取が、順調な強制適用への移行には不可欠である。本業務実施に当たっては、これらステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、調整や連携を意識して活動を行うことに留意すること。

なお、ベトナム国内のステークホルダーとの調整においては、使用言語がベトナム語であるだけでなく、ベトナム語で記載された会計基準・財務諸表への理解力も求められる。現地業務を効率的に実施するためにも、ベトナムの会計制度・基準に関する経験・知見を豊富に有するベトナム国内の機関・コンサルタント等に再委託して各成果の現地支援業務を実施することを推奨する。詳細は第4 業務実施上の条件「5. 現地再委託」に記載の通り。

(5) 詳細計画策定フェーズの留意点

詳細計画策定フェーズにおいては、特に以下の点に留意して活動を行うこと。いずれも活動の方向性に関わる重要な点であるため、適時適切にJICAへの報告・相談を行うこと。

- ① 指標の修正と精緻化（以下に示す点は、最低限検討が必要と思われる点であるが、それ以外にも指標の修正・追加を行うべき点があれば、詳細計画策定フェーズの間に検討すること）
 1. 成果指標1-1 関連法規の「立案完了」の定義確定。
 2. 成果指標2-2 研修参加人数の確定と、研修参加者の理解度の向上にかかる定性的な効果指標設定の検討。同様に、成果指標2-3の実務マニュアル、開示資料のひな型作成についても、マニュアルやひな形が適切に活用されているかを測るための定性的な効果指標設定が必要。
 3. 上位目標「IFRS導入によって、企業財務諸表の信頼性、透明性、投資家への説明責任能力が向上する」を効果的に測る指標の設定が必要。
- ② 企業会計基準自体を定める法制度とそれを準用、援用している他制度（税法、会社法、証券法等を想定）における企業会計に関する規定及び運用の精査。また、IFRS導入によるこれら他制度への影響と各制度間に起こりうる不整合、さらにそれら対応策の提案や助言、具体化。
- ③ 本プロジェクトの効果を最大限に生かすための、（活動枠組み内で）ベトナムにおけるIFRS導入の国際的な広報戦略の検討、AASDへの助言。
- ④ AASDが要望するIFRS影響分析報告書（AASDとしては、日本のIFRS適用レポート類似のものを想定）の目的・分析方法等の検討。

(6) 民間企業の巻き込み

2025年のIFRS強制適用時点での未適用企業への罰則、また2022年のIFRS任意適用時における企業側からの公式的な参加表明手続き等が、現段階で確認できていない。そのような中、企業側に相応の対応コストを強いるIFRS導入について、積極的に導入を検討する民間企業の数に限られる可能性がある。本プロジェクトでは、成果3の活動として3社程度のパイロット企業を取り上げることを想定しているが、その想定通りにパイロット企業が選定できるかどうか、リスクがある。R/DでAASDはかかるリスクを認識の上、パイロット企業選定をサポートすることを約しているが、受注者側も、IFRS導入のメリットである「国際的比較可能性の担保」等に関心を持つ可能性がある国際的なベトナム企業の巻き込みを念頭に、パイロット企業の選定クライテリアを工夫するなど、上記リスクに対する対応策を取る必要がある²。

(7) IFRS導入戦略

2020年3月に財政省が公表したIFRS導入に向けたロードマップにおいては、IFRS導入の対象企業、条件、タイムライン等が大まかに記載されている程度であり、AASDによると、2025年以降の具体的な計画に関しては、2023年末迄に新たなロードマップ（フェーズ2）として策定する予定である。そのロードマップ（フェーズ2）策定支援の際には、IFRS導入に係る対応コストへの企業側の対応可能性等も考慮しつつ、ベトナムにおいて適切かつ円滑にIFRS導入を実現できるような枠組みを検討していくことが求められる（例えば「一部の国際的企業だけをIFRS強制適用し、それ以外はVAS適用も認めることとし、その並存関係を暫く続けていく」等）。

なお、その検討においては本コンサルタントがベトナム国内会計基準は勿論の事、その会計基準の国内運用の現況や課題について十分な把握ができていることが必須となる。この国内運用の現況や課題の詳細については詳細計画策定フェーズが完了した後の第1期の業務進捗報告書に本プロジェクトの進捗管理とは別立てで記載し、JICAに報告すること。

(8) 技術移転

IFRSは国際的議論の中で常時見直し、改訂が行われるものである。プロジェクト終了後も、カウンターパート自身でIFRSを巡る国際的な動向を把握し、ベトナムにおける適応・対応方針を検討していくのに必要となる能力強化や仕組み構築も肝要である。第1期の活動を通じて、この点についてのカウンターパートのキャパシティ面の現状・課題を見極めた上で、必要に応じて成果2の活動内容の見直し等を含め、キャパシティ向上のため活動の強化策も検討・提案すること。

(9) IFRS任意適用に関する我が国の経験・知見の活用

前述のように、AASDは2022年にIFRSの任意適用を開始することを決めており、世界的にも稀な段階的国際会計基準導入戦略ともいえる「IFRS任意適用」を採用した我が国に倣うことを志向している。IFRS導入決定時点で既に両国の会計基準自体やそれを運用する企業の熟度には相応の差があると考えられるものの、任意適用戦略の採用を決断、主導した日本の関連規制監督当局（金融庁）や公益業界団体等が持ち得るIFRS導入道程に関する経験・知見を活用することは、本プロジェクトの実施において極めて重要である。

² この点のリスクも踏まえ、パイロット企業の選定にあたってどのような方法・工夫が考えられるか、プロポーザルにて提案すること。

本業務の実施にあたっては、日本におけるIFRS適用方針の検討作業に関与した経験を有する要員を配置する等、IFRS任意適用に関する我が国の経験・知見が各成果において最大限活用されるようコンサルタントが工夫するとともに、ベトナム国内でIFRS任意適用を円滑に実行に移すために最適なプロジェクト実施方針を検討すること。

しかし、上記要員配置や工夫が受注者のリソースだけでは実現できない場合、もしくはプロジェクト開始後にJICAが必要と判断した場合には、関連規制当局（金融庁及びその関連団体）に知見提供等の協力を依頼することも考え得る³。仮に、現地への短期専門家派遣等の方法でそれを実施する場合には、必要な技術移転項目に係るJICAへの提案、短期専門家TOR案の作成（JICA指定様式による）、派遣スケジュール調整等の一部作業、短期専門家派遣時の同行（必要な場合）、短期専門家とカウンターパートとの協議手配、通訳の手配（必要な場合）をコンサルタントが行う。JICAは上記に基づき、必要な短期専門家の派遣を決定し、派遣業務を執り行うこととする。なお、短期専門家派遣に係る手続き（宿泊先手配、空港送迎等）は安全管理上の観点から、コンサルタント業務に含めず、JICAが実施するところ、これらについてコンサルタントは見積に含める必要はない。

（10）プロジェクトの合同モニタリング

本プロジェクトは、R/Dで規定するとおり、ベトナム側と合同でプロジェクトの進捗、課題をモニタリングすることとしている。モニタリングに用いる書式様式は指定様式（Monitoring Sheet）を用い、コンサルタントがAASDと合同でドラフトし、JICAの了解を得た後に最終化する。また、JCCを開催し、進捗、課題、課題に対する対処案を協議することとしている⁴。

（11）JICAに対する業務報告

JICAに対する業務報告は、月報及び別途定める各種報告書等に加えて、適時適切なタイミングで、JICAガバナンス・平和構築部及びJICAベトナム事務所に報告を行なうこととする。現地作業の実施時には、JICAベトナム事務所に都度報告を行なうこと。

（12）現地及び本邦での広報

IFRS導入は、ベトナム政府が目指す国際競争力の強化を通じた持続的成長、脆弱性の克服及び公正な社会・国造りの一環として、会計インフラの近代化に資するものであり、ベトナム国民のみならず、ベトナム企業へ出融資を行う日本を含めた外国投資家に対してもPRすることができる。また、プロジェクトの進捗・成果について、現地メディア並びに国民に積極的かつ定期的な広報活動を行うことで、IFRS導入の意義が正しく理解され、透明性や持続性のある企業ガバナンスへの関心が高まることが期待されるとともに、より多くの民間企業に対してIFRS導入の動機づけを与えることも期待される。

³ プロポーザルにおいて、金融庁等の知見が必要と考えられる短期専門家派遣が必要と考えられるのであれば、その担う技術移転項目、派遣を依頼すべき短期専門家の想定所属機関名を提案すること。また、現時点で提案可能であれば、望ましい派遣時期も提案に含める。

⁴ JCCの開催時期は、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。上記のモニタリング枠組に加え、望ましいモニタリング方法がある場合、プロポーザルにて提案すること。

かかる状況を踏まえ、現地及び本邦のいずれにおいても、本プロジェクトについての理解・関心を促進すべく、プロジェクトホームページやSNS、その他適切かつ効果的な方法による広報に努める。

(13) 他の援助機関の動向・連携可能性

ベトナムにおけるIFRS導入に対する他の援助機関の関心は高く、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、英国大使館、英国勅許公認会計士協会（ACCA）等が支援プログラムを展開している。

世界銀行、ADBは、IFRS財団及び傘下の国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）との連携のもと、IFRS関連の基準・解釈指針の越語への翻訳作業を支援中であり、2021年3月に概ね完成見込み⁵。また、世界銀行は国営企業2社（電力、石油）を対象として、英国大使館は上場企業1社（貴金属）を対象として、IFRS適用支援を実施中。さらに、ACCAはAASD職員、翻訳関係者、大学教授、会計事務所等を対象として研修プログラムを展開している。

本プロジェクトの実施にあたっては、他の援助機関と支援内容が重複しないよう留意するとともに、ベトナムにおける効果的なIFRS適用に向けて、他機関との連携可能性も柔軟に検討すること。

6. 業務の内容

本業務では以下の業務内容を想定している⁶。本業務は、技術協力プロジェクトとして相手国側が主体的に実施するプロジェクト活動に協力するものであり、業務の実施に際してはベトナム側関係者のオーナーシップの醸成と発現に留意して実施すること。なお、本業務は2期に分割することとする。

(1) 業務計画書の作成・協議・合意（第1期、第2期共通）

本プロジェクトに係るR/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、本業務の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、第1期契約においては全期分、第2期契約においては第2期分の業務計画書にとりまとめる。業務計画書に基づき、業務実施方針や計画をJICAガバナンス・平和構築部とも協議して、了承を得る。

(2) ワークプランの作成及び説明・協議（第1期、第2期共通）

現地業務開始時に、業務計画書をもとに英文版のワークプラン案（第1期契約においては全期分、第2期契約においては第2期分）を作成の上、AASDに説明・協議し、合意を得た後、ワークプランとしてAASD及びJICAに提出する。

(3) 成果1 「IFRS 導入に際した適用ルールや関連法規等枠組みの策定」にかかる業務

【第1期の活動予定】

1) IFRS導入に際した関連法規の改正案の検討

⁵ 本支援は、IFRS導入の環境整備を図るための基礎情報であり、本プロジェクトの事業目的達成にとって極めて重要である。そのため、何らかの要因で完成が遅れる状況が確認された際は、その後のプロジェクトスケジュールを柔軟に変更することも想定に入れること。

⁶ 以下の記載は、基本計画策定調査を踏まえて現時点でJICAが想定するものであり、コンサルタントは、以下を参考に、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、国内作業及び現地作業の計画について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案すること。

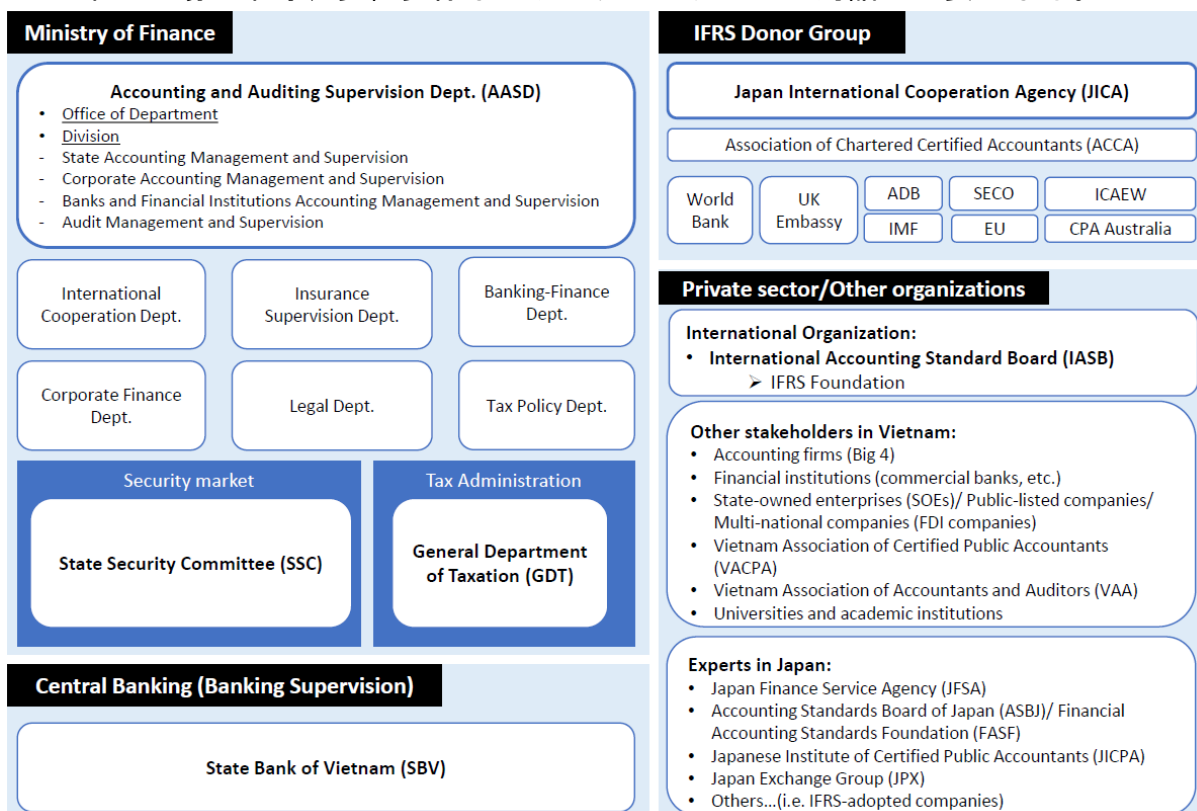
2) IFRS適用時に必要となる最低限の国内適用ルール案の検討・策定

会計基準の根拠法やそれを準用・援用する種々の関連分野法の内容を精査し、IFRS導入に基づいて改正すべきものが何で、またどのようにすべきか、論点整理およびAASDへの方針提案を行う。またIFRS適用に関するルール、例えば対象企業、対象財務諸表、配当可能利益、IFRS条項毎の子細な適用度合等についても、検討策定する。

3) 公的部門、会計関係者、銀行を含む民間事業者等、各ステークホルダー間の意見を交換するAASDを中心としたプラットフォームを設置し、必要に応じて⁷ 会合を行う。

AASDに設置されAASDが運営主体となるプラットフォーム事務局の立ち上げ支援、プラットフォームの構成・ルール案策定等への支援、参加ステークホルダーの選出に関する助言、アジェンダ設定への助言、会場の設営等後方支援業務一般、会合の結果纏めとその対処方針案の策定支援を行う。

現時点で想定されるベトナムにおけるIFRS適用に関するステークホルダーは下図の通り（但し、国際機関、本邦専門家はあくまで技術協力提供者としての位置付け）。財政省内のみならず、国家証券委員会（State Security Committee : SSC）、税務総局（General Department of Taxation : GDT）、ベトナム国家銀行（State of Bank Vietnam : SBV）等の関連省庁や、監査法人、金融機関、会計士協会、大学等の民間主体や、実際にIFRS導入を検討中の国営企業・上場企業等、多種多様なステークホルダーとの対話が重要となる。



【第2期の活動予定】

1) IFRS導入に際した関連法規の改正案の策定に関する、AASDへの会計の観点からの技術的助言・支援

⁷ 現時点では、重要な議題があるときに適宜、最低限四半期に一度という開催頻度を想定しているが、これも詳細計画策定フェーズでAASDと協議しながら決定すること。

- 2) IFRS適用時の国内適用ルール案の策定に関するAASDへの技術的助言・支援
- 3) プラットフォーム運営支援（立上げに関わる業務以外の第一期業務続き）
- 4) 上記定期会合の結果を国内適用ルール整備にフィードバックする。（特に2023年末までにAASDが策定を予定する下記ロードマップへのフィードバック反映方針案作成）

2020年3月に財政省が決定したIFRS導入に向けたロードマップにおいては、2022年に任意適用開始、2025年に強制適用開始と明記されているが、AASDの情報によると、2025年以降の具体的な計画に関しては、2023年末迄に新たなロードマップ（フェーズ2）として策定するとしている。したがって、ステークホルダーとの定期会合の結果を踏まえ、ベトナムにおいて適切かつ円滑にIFRSへの移行が実現できるような枠組みを検討し、2023年末までに策定される新たなロードマップに反映させることが、上記フィードバックの一つの目標となる。

(4) 成果2「政府機関及び関連民間事業者のIFRSに対する能力向上」にかかる業務

【第1期の活動予定】

- 1) IFRSに関する基本的な考え方、各種基準・解釈・概念フレームワーク等の理解の一助となる、英語・ベトナム語の基礎マニュアルの作成。
 - 2) IFRSに関する政府機関職員および関連民間事業者向け研修開催。
 - 3) 英語・ベトナム語の関連民間事業者向け実務ツール、開示資料の雛形の作成
- 各活動の成果物のイメージは以下のとおり。これらイメージを参考に、詳細計画策定フェーズで具体化し、実施していく。

- 基礎マニュアル：IFRSの基本的な考え方、各種基準・解釈・概念フレームワーク等の理解の一助となる教材。活動 2-2で実施する研修での活用も想定。なお、研修受講者は最低限の会計知識を有することを前提にマニュアルを作成する。
- 実務ツール：上記基礎マニュアルと比較して、より詳細かつ実務的な資料を想定。IFRSの理論的な解説のみならず、日本含む各国でIFRSを適用した際に直面した課題やその教訓、実務で応用できるケーススタディ等を探り上げる。
- 基礎マニュアル、実務ツールのいずれも中長期的な研修指導者養成（Training of Trainers: ToT）のためのツールとして活用していくことを想定。本プロジェクトを通じて骨子を整備しつつ、実際の研修や参加者からのフィードバックを踏まえて定期的にアップデートを重ねていく。
- なお、本技プロの時間・リソースの制約を踏まえると、基礎マニュアル・実務ツールの対象範囲については、IFRS全基準を対象とするのではなく、優先度（対応の困難度、財務的影響度等）に応じて選定する。また、他ドナーも研修プログラムを国内で展開していることから、他ドナーとの役割分担を踏まえた研修計画を策定すること。

(参考：AASDが想定するIFRS全体研修計画)

レベル	内容	対象者
初級	IFRS全体の基礎知識	AASD、その他政府機関（財政省等）、大手企業（通信、航空、不動産等）
中級	実務ツールで取り上げる内容を想定	AASD等専門職（必要に応じて民間専門職も）向けを想定
上級	実務ツールで取り上げる内容を想定	AASD等専門職（必要に応じて民間専門職も）向けを想定

【第2期の活動予定】

- 1) (必要に応じて) 上記基礎マニュアルの改訂。
- 2) 政府機関職員および関連民間事業者向け研修開催（続き）。
- 3) 上記実務マニュアル、開示資料の雛形の改訂。

(5) 成果3「IFRS 任意適用の影響評価」にかかる業務

【第1期の活動】

- 1) 適用パイロット企業を明確なクライテリアをもって選定する。

AASDは数社の大企業を本プロジェクトのパイロット企業として想定しているとの情報もあるが、それは現状確定的なものではなく、またそれ以前に明確な選定クライテリアを持ち得ているわけでもない。さらに、パイロット事業ではIFRS影響分析報告書の作成を支援するが、実際のIFRS適用に向けた会計実務（IFRS財務諸表そのものの作成等）については、個社毎に会計事務所・監査法人等との契約ベース（本プロジェクトの支援対象外）で実施すべきものである。このような状況下でも本成果が達成できるように、IFRS導入自体、またその影響を客観的に評価することのメリットを真に享受しようとしている企業が具体化するようなクライテリア⁸をもって、パイロット企業を2~3社選定する。

- 2) パイロット企業におけるIFRS適用の影響を評価する。

IFRS適用による各事業者への財務面・実務面での影響評価を行う。具体的な評価方法・内容は契約第1期で殆ど策定し、影響評価の実施にも着手する想定。

【第2期の活動】

- 1) IFRS適用影響評価実施の続き。
- 2) パイロット企業にかかるIFRS影響分析報告書の作成。

影響分析報告書の内容として、IFRS適用による各事業者への財務面・実務面での影響評価、VAS基準・IFRS基準の差異分析、各IFRS基準への対応策、IFRS適用に向けたスケジュール等を想定している。報告書の具体的なアウトラインは詳細計画策定等を経て決定する⁹。

⁸ さらにこれら企業の内部視点からみたクライテリア想定として、業種・規模・企業財務体力等の要素を軸としつつ、財務担当者が経営者層を説得させる上での補強材料となるような説得力のあるもの（なぜ、当社がIFRS適用に相応しいと判断されたのかがわかる情報）としたいことをAASDは意見している。

⁹ プロジェクト目標である「IFRS任意適用による企業等への影響が適切に評価され、強制適用に向けた課題が整理されること」を達成する上で適切かつ有効なアウトライン案をプロポーザルにて提案すること。

(6) 事業完了報告書の作成

本プロジェクト全体期間の実施結果を取りまとめたプロジェクト事業完了報告書（Project Completion Report）をドラフトし、遅くともプロジェクト終了2カ月前までにJICAに対しドラフトを送付し、内容の確認を得る。その上で、英語案について、プロジェクト終了1ヶ月前までにAASDに送付するとともに、最終JCCにて承認を得る。最終化した英語版報告書に基づき、日本語版ドラフトを修正・加筆しJICAの最終確認を経て、最終版をJICAに提出する。

(7) 詳細計画策定調査

調査活動内容は前記「5. 実施方針及び留意事項（1）詳細計画策定フェーズの設定、（5）詳細計画策定フェーズの留意点」のとおりだが、当フェーズの検討を経て明確になった点をPDM・POに反映し、JCCで決定、また、その纏めを第1回モニタリングシートとする業務も行う。

【全期共通事項】

(1) 定期モニタリングと成果の確認

詳細計画策定調査後6ヶ月毎に、本プロジェクトのPDM・POに基づき、JICA所定の様式によるモニタリングシートをAASDとの協議を踏まえてドラフトする。その後、JICAとも協議した上で、AASDの承認を得て最終化し、JICAベトナム事務所に提出する。なお、同シートには、プロジェクト活動の進捗等を記載するとともに、遅延が発生した場合は、その理由や対策、想定されるリスク等も記載する。

(2) プロジェクト運営に必要な各種会議の開催支援及び参加

プロジェクト運営に係る各種会議の開催を支援するとともに参加し、関係機関と必要な協議・調整を行う。現時点で予定されている主な会議は以下の通り。

ア Joint Coordination Committee : JCC（6ヶ月毎、但し初回は詳細計画策定フェーズが完了する21年9月の実施を想定）

イ その他必要な会議

(3) 本邦研修もしくは第三国研修の実施（国内作業含む）

1) 本邦・第三国研修プログラムの作成

IFRS任意適用にかかる計画・実施管理にかかる課題を把握し、日本もしくは第三国での受入機関・人材リソース等を考慮したうえで、IFRS導入への公・民側双方の取り組みを学ぶための本邦もしくは第三国研修の計画を策定する。¹⁰

そのうえで、本邦もしくは第三国研修受入機関の特定・調整（研修機関・講師等の提案および打診・手配等）を行う。また、研修指導補助を目的とし、コンサルタントの中から最低1名は、本邦もしくは第三国研修の全行程に随伴することを想定する。

本邦研修実施にかかる経費については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf）に従い、「研修実施」に係る見積もりを提出するこ

¹⁰ 現在想定される研修内容については、プロポーザルにて提案すること。

と。また、第三国研修については、同ガイドラインに準拠しつつ、全必要経費を一般業務費に計上すること。本邦研修もしくは第三国研修は、契約期間に計2回¹¹実施することとし、1回あたりの研修人数は10名程度、期間は7日程度とする。

2) 研修プログラムの実施

立案したプログラムに沿って、研修プログラムを実施する。具体的な業務は以下のとおり。本邦研修の場合は、コンサルタントは以下の③（実施業務）を実施し、①②はJICAで対応することを原則とする。第三国研修の場合は、コンサルタントは①～③の業務を実施する。

- ① 受入業務： 国際航空券の手配、査証の手配、来日時・帰国時の空港送迎、宿舎の手配、海外旅行保険加入手続き、国内移動手配、（必要に応じ）通訳者の手配、参加者への各種手当等の支給
- ② 研修プログラムの実施・監理： 研修日程に基づく参加者の引率、面談における通訳、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整、参加者の病気・怪我等緊急事態や各種トラブルへの対応等
- ③ 実施業務： 参加候補者の人選、研修日程・カリキュラムの作成、講師・面談者、見学・実習先等の手配、カリキュラムに係る関連資料（教材、参考資料）等の作成、参加者への事前説明（日程・カリキュラム、宿泊・食事のアレンジ等）、研修カリキュラム（講義、実習、視察・見学、面談等）の実施、実施報告書の作成

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書・技術協力作成資料等は以下のとおり。なお、本契約における報告書は「事業完了報告書」とし、(2)の技術協力作成資料を添付するものとする。

【第1期】

レポート名	提出時期	部数など
業務計画書（全期間）	2021年4月上旬	和文2部及び電子データ
ワークプラン（案）	2021年4月中旬	和文・英文各1部及び電子データ
定期モニタリングシート No.1 No.2	2021年9月下旬 2022年3月下旬	和文・英文各1部及び電子データ
業務進捗報告書（第1期）	2022年3月11日	和文2部及び電子データ

【第2期】

レポート名	提出時期	部数など
業務計画書（第2期）	2022年4月上旬	和文2部及び電子データ
ワークプラン（案）	2022年4月中旬	和文・英文各1部及び電子データ

¹¹ コロナ禍による影響、プロジェクトの工程に鑑みると、21年度の本邦研修は困難との現時点想定。

		一タ
定期モニタリングシート	No.3 2022年9月下旬 No.4 2023年3月下旬 No.5 2023年9月下旬	和文・英文各1部及び電子データ
事業完了報告書	2024年4月5日	和文・英文各3部及び電子データ

「事業完了報告書」は製本し、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月）を参照すること。各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

①業務計画書

プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
プロジェクト実施の基本方針
プロジェクト実施の具体的方法
プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
業務フローチャート
要員計画
先方実施機関便宜供与負担事項
その他必要事項

②ワークプラン（案）

プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
プロジェクト実施の基本方針
プロジェクトの具体的方法
プロジェクト実施体制
要員計画
先方実施機関便宜供与負担事項
その他必要事項
※ワークプランはAASDとの合意をもって完成とする。

③定期モニタリングシート（Form3-1、3-2、3-3）

業務開始後に配布されるJICAモニタリング要領所定のForm、ルールに基づき作成される。
プロジェクト進捗（進捗、成果等）
スケジュール遅延及び課題（※該当があれば、原因や対処方法等の詳細を記載）
プロジェクト実施計画の変更（※PO等の修正）
PDM
PO

④業務進捗報告書

プロジェクトの概要

当期活動状況

プロジェクト目標の達成度

プロジェクト実施上の課題・工夫・教訓

次期活動計画・提案

⑤事業完了報告書（Project Completion Report）（Form4）

業務開始後に配布されるJICAモニタリング要領に所定のForm、ルールに基づき作成される。

（２）技術協力作成資料

成果２の各種研修で使用される基礎マニュアル、実務ツールと、成果３の影響分析レポートの英語版を事業完了報告書に添付する形で提出する。各資料の最終化の前に、その内容についてAASD及びJICAと協議・合意すること。

（３）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第７条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したのものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

今月の進捗、来月の計画、当面の課題

活動に関する写真

業務フローチャート

業務従事者の従事計画／実績表

（４）報告書作成にあたっての留意点

- ①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ②各報告書のベトナム側への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得る。
- ③各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ④報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

（５）収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA図書館の定型様式）を提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

2021年4月上旬より業務開始し、2024年4月上旬の終了を予定している。なお、本業務は以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定している。

第1期：2021年4月～2022年3月

第2期：2022年4月～2024年4月

第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計：約4.1M/M

(但し、第1期契約では約1.8M/Mを想定している。)

(2) 業務従事者の構成

本プロジェクトには、下記の分野を担当する専門家の配置を想定している。¹²¹³

- 1) 総括／会計基準設定 (2号)
- 2) 企業会計1 (3号)
- 3) 企業会計2
- 4) 企業会計3

※なお、本プロジェクトでは会計基準に関する高度な知見が求められることから、いずれの従事者も公認会計士資格を有することが望ましい。

3. 相手国の便宜供与

- (1) オフィススペースの提供 (事務機器・什器備品などを含む)

4. 配布資料及び参考資料

(1) 配布資料

- ・ R/D (写)
- ・ 基本計画策定調査ミニッツ (写) および基本計画策定結果一式
- ・ IFRS導入に向けたロードマップ (Decision No.345/QD-BTC : 2020年3月)

(2) 参考資料

- ・ 「ベトナム国公正価値会計導入に向けた会計制度情報収集・確認調査」
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12327482.pdf>

【連絡先】 JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム
高橋 俊 03-5226-6919 / Takahashi.Suguru@jica.go.jp

5. 現地再委託

¹² コンサルタントは業務内容を踏まえ、適切な配置をプロポーザルで提案すること。

¹³ なお、格付けについては本項の記載を目安とし、それを越えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

本プロジェクトでは、現行のベトナム会計制度であるVASやベトナム国内のステークホルダー間の議論を踏まえた上で、IFRS適用に向けた枠組みを検討することが極めて重要であり、ベトナム語で記載された会計基準・財務諸表への理解力も求められ、ベトナムの会計制度・基準に関する経験・知見・ネットワークを豊富に有するローカルリソースの活用が不可欠である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、現地調査の効率的、合理的に実施するという観点からも、ローカルリソースの積極的な活用がより一層求められる。

かかる状況を踏まえ、ベトナムの会計制度・基準に関する経験・知見を豊富に有するベトナム国内の機関・コンサルタント等に再委託して現地支援業務を実施することを推奨する。

<想定される業務内容とローカルリソースの構成>

- 1) 現地支援業務総括
- 2) 成果1、2にかかる現地支援業務（※AASD内インハウス型業務を想定）
- 3) 成果3にかかる現地支援業務（1）
- 4) 成果3にかかる現地支援業務（2）
- 5) 成果3にかかる現地支援業務（3）

<想定されるローカルリソース業務量>

第1期：約25.5M/M

第2期：約11.5M/M

なお、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、可能な限り現地再委託対象業務の実施方法（実施体制含む）、と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、本プロジェクトでは会計基準に関する高度な知見が求められるだけでなく、コンサルタントが有する現地監査法人・会計事務所等との既存のネットワークを有効に活用する観点から、特定業者との契約（随意契約）を認めることとする。

6. その他留意事項

（1）安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中、安全管理に十分留意する。当地の治安状況についてはJICA事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICA事務所と随時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

（2）不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス」（2014年10月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上